

フューチャー・バイオテック

追加型投信 / 内外 / 株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <http://www.smam-jp.com>

お客さま専用フリーダイヤル: **0120-88-2976**

[受付時間] 営業日の午前9時~午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

委託会社の概要

委託会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2018年4月27日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 6兆4,231億円(2018年4月27日現在)

商品分類

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年6月8日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は、三井住友アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

世界のバイオテクノロジーおよび医療機器関連企業の株式へ投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、世界のバイオテクノロジーおよび医療機器関連企業の株式に投資します。

□ ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



バイオテクノロジー関連企業とは

生命工学技術を応用して医薬品の開発を行うバイオテクノロジー企業その他、遺伝子検査や科学・実験機器関連の企業などを指します。創業期など初期のステージにある企業から安定的な成長を確立した企業の株式まで幅広く投資を行います。

医療機器関連企業とは

医療関連の機器、設備、技術等を提供する企業を指します。

2 実質的な運用はカンドリアム・ベルギー・エス・エーとフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーの2社が行います。

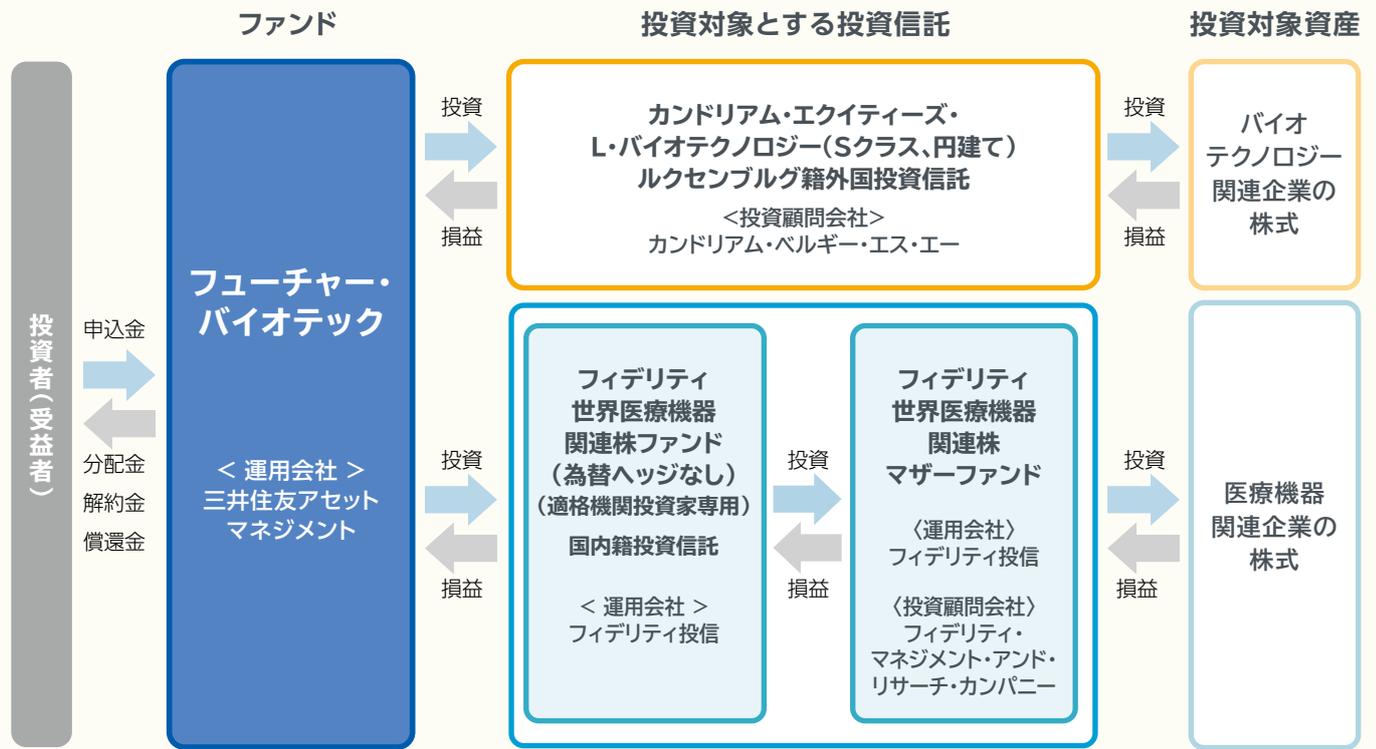
- バイオテクノロジー関連企業の株式への投資は、カンドリアム・ベルギー・エス・エーが運用する「カンドリアム・エクイティーズ・L・バイオテクノロジー (Sクラス、円建て)」を通じて行います。
- 医療機器関連企業の株式への投資は、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーが実質的に運用する「フィデリティ世界医療機器関連株ファンド (為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)」を通じて行います。
- バイオテクノロジー関連企業の株式、医療機器関連企業の株式への投資割合は、概ね7:3を基本とします。

3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「カンドリアム・エクイティーズ・L・バイオテクノロジー(Sクラス、円建て)」、「フィデリティ世界医療機器関連株ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、バイオテクノロジー関連企業、医療機器関連企業の株式となります。

投資対象とする投資信託の運用会社について

[カンドリアム・インベスターズ・グループ]

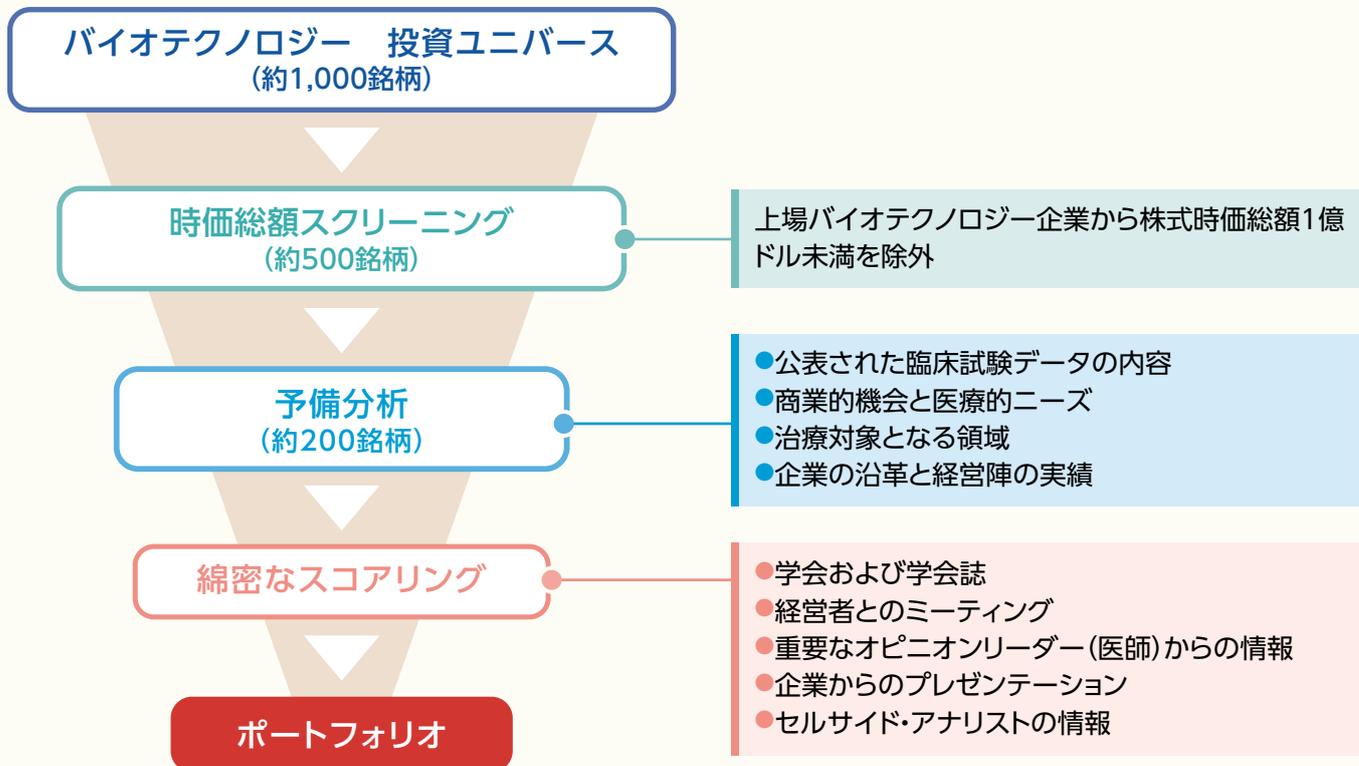
設立	1996年
拠点	ブリュッセル、パリ、ルクセンブルグ
従業員数	530名(うち運用担当者187名)
運用資産残高	1,126億ユーロ(約15兆1,942億円)

(注) 2017年12月末現在。運用資産残高は同時点の為替レート(1ユーロ=134.94円)で換算

[カンドリアム・ベルギー・エス・エー]

- 従業員数は261名
- 投資対象とする投資信託の運用はグローバル・テーマ株式運用チームが担当

[運用プロセス]



(出所)カンドリアム・インベスターズ・グループ、Bloombergのデータを基に委託会社作成

※上記の運用プロセスは2018年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

[フィデリティ・インターナショナル]

設 立	1969年
運用資産総額	3,245億米ドル(約35兆円)
従 業 員 数	7,594名
運用プロフェッショナル	340名

※2018年3月末現在。運用資産総額は同時点の為替レート(1米ドル=106.35円)で換算

[フィデリティ投信]

設 立	1986年
運用資産総額	5兆6,193億円
従 業 員 数	183名
運用プロフェッショナル	23名

※2018年3月末現在。

[フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー (FMR Co)]

設 立	1946年
運用資産総額	2兆4,488億米ドル(275兆8,573億円)
従 業 員 数	42,979名
運用プロフェッショナル	804名

※2017年12月末現在。運用資産総額は同時点の為替レート(1米ドル=112.65円)で換算

■米国フィデリティ・インベスメンツ*の国際投資部門として設立されました。

*1946年米国ボストンにおいて創業

■1980年に米国フィデリティ・インベスメンツから独立し、現在はアジア太平洋、欧州、中近東、南アメリカの26カ国・地域において投資家向けに資産運用サービスを展開しています。

■フィデリティ投信は、フィデリティ・インターナショナル傘下の運用会社です。

■北米の投資家向けの資産運用サービスおよびFMR LLC*が提供するミューチュアル・ファンド商品群の運用を行うことを目的に設立されました。

*FMR LLCは、米国を拠点に様々な金融サービスを提供する会社で、FMR Coの親会社です。

■株式、ハイイールド債券、債券、マネー・マーケット、オルタナティブを含む全ての主要資産クラスを対象とした運用を行っています。

[運用プロセス]

■個別企業分析にあたっては、FMR Coの世界主要拠点のアナリストによる企業調査を活用し、ポートフォリオマネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。

医療機器関連企業*が発行する世界株式

医療機器・医療装置および医療技術に関する研究、開発、製造、販売などに従事していると判断される企業

継続的安定成長企業 ↔ 破壊的商品を持つ革新的企業
注目する企業

*世界産業分類基準(GICS)におけるヘルスケア機器・用品

長期的な成長による絞り込み
(フリーキャッシュフローの創出力を判断)

- 市場成長性
- 売上成長力
- 利益率の拡大見通し
- 戦略的資本配分

リスク・確信度を考慮

ポートフォリオ

(出所) フィデリティ投信、Bloombergのデータを基に委託会社作成

※上記の運用プロセスは2018年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 投資対象とする国内籍投資信託において「同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下」となっておりますが、当ファンドにおいて当該国内籍投資信託への投資割合を調整することにより、同一発行体の発行する株式への実質投資割合を10%以下に抑制します。

分配方針

- 年1回(原則として毎年6月25日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

▶カンドリアム・エクイティーズ・L・バイオテクノロジー(Sクラス、円建て)

形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託(円建て)
主要投資対象	世界のバイオテクノロジー関連企業の株式
運用の基本方針	世界のバイオテクノロジー関連企業の株式を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●同一企業の発行する株式等への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ●有価証券の空売りは行いません。 ●純資産総額の10%を超える借入れは行いません。
決算日	原則として、毎年12月31日
分配方針	分配しません。
運用報酬等	純資産総額に対して年0.70%
管理およびその他の費用	取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。これらの費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	カンドリアム・ベルギー・エス・エー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ フィデリティ世界医療機器関連株ファンド(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)

形 態	国内籍投資信託
主要投資対象	フィデリティ世界医療機器関連株マザーファンド受益証券 ※当該マザーファンドの委託会社(運用会社)であるフィデリティ投信株式会社は、その運用の指図に関する権限の一部をフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーに委託します。
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● フィデリティ世界医療機器関連株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している医療関連の機器、設備、技術等を提供する企業の株式に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。 ● マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ● 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ● 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
決算日	原則として毎年6月の15日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対して年0.84024%(税抜き0.778%)
その他の費用	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年0.10%(税込み)を上限としてファンドから支払うことができます。また、有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として内外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



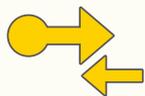
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

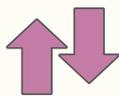
海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

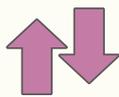
その他の留意点



ファンド固有の留意点

特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点

ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。



投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率:
該当事項はありません

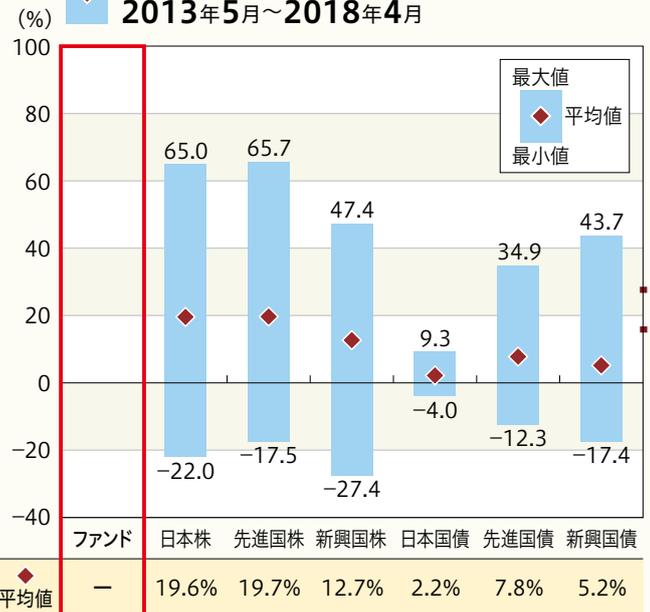
分配金再投資基準価額:
該当事項はありません

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド:
該当事項はありません

他の資産クラス:
2013年5月～2018年4月



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドは、2018年6月25日から運用を開始するため、2018年6月8日現在、記載すべき事項はありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。(当初自己設定は1口=1円) ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購 入 代 金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金時

換 金 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降にお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	当初自己設定：2018年6月25日 継続申込期間：2018年6月25日から2019年9月19日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。 ●ルクセンブルグの銀行の休業日 ●ルクセンブルグの銀行の休業日の前営業日 ●ニューヨークの銀行の休業日 ●ニューヨークの取引所の休業日
換 金 制 限	—
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	無期限です。(信託設定日:2018年6月25日)
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回る事となったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	4,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (http://www.smam-jp.com) に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の 照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「Fバイオテック」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2018年4月27日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜き3.0%) を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年1.2096% (税抜き1.12%)の率を乗じた額が毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p><信託報酬の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.30%</td> <td>ファンド運用の指図等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.80%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.02%</td> <td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.30%	ファンド運用の指図等の対価	販売会社	年0.80%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.02%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.30%	ファンド運用の指図等の対価											
販売会社	年0.80%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.02%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
投資対象とする 投資信託	年0.742072% (税抜き0.7234%)程度 ※外国投資信託および国内投資信託の投資比率を7:3として計算												
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年1.951672% (税抜き1.8434%)程度												
その他の費用・ 手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。												

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※上記は、2018年4月27日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

資産形成なら **SMAM** 
Sumitomo Mitsui Asset Management